

離婚後の子の入籍届について

離婚の際、母が子の親権者になった場合でも、母と子の戸籍は別々となっています。

同一の戸籍にする場合は、家庭裁判所の許可の審判が必要となります。

この家庭裁判所での許可の審判終了後、市役所で「入籍届」を提出することで、母と子は同一の戸籍になります。

[手続きの順序]

1 離婚届提出

2 家庭裁判所への申立て

申立先：子の住所地を管轄する家庭裁判所

＜申立てに必要なもの＞

①子（離婚後の夫婦）の戸籍謄本
（戸籍全部事項証明）

②離婚後の母の戸籍謄本

（戸籍全部事項証明）

※富山市以外が本籍地の戸籍については、離婚届
出後2週間ほどかかります。

詳しくは本籍地へお問合せください。

③子1人につき800円の収入印紙

④84円切手1枚

⑤印鑑

①の戸籍

（婚姻時の戸籍）

②の戸籍

（母だけの戸籍）

親権事項 （未成年者のみ）	離婚事項	離婚事項	離婚事項
子	妻	夫	母

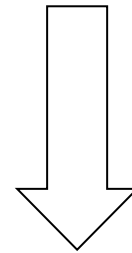
許可の審判について、詳しくは下記へお問合せください。

富山家庭裁判所

富山市西田地方町二丁目9番1号

TEL 421-8154

手続きが終了すると



3 市役所へ入籍届提出

＜届出に必要なもの＞

①「氏変更許可書」

①の戸籍

（婚姻時の戸籍）

②の戸籍

（子入籍後の戸籍）

母の氏を称する ため除籍	離婚事項	離婚事項	母の氏を称する 入籍	離婚事項
子	妻	夫	子	母

富山市役所市民課戸籍係

1階 ⑪番窓口

TEL 431-6111（代）

内線 2543～2545